

11月は「特定自主検査」強調月間です

資料提供:建設荷役車両安全技術協会

スローガン 安全を明日へつなぐ 特自検

【特定自主検査対象機械ラインアップ】

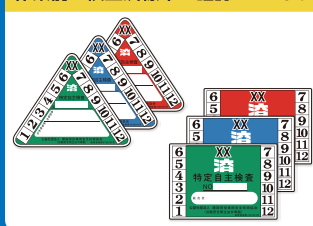


特自検対象機械の詳細は下記法令を参照して下さい。 2019年10月現在

特定自主検査の対象機械とは

特定自主検査の対象機械とは、労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)第45条第2項で厚生労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)を行うと定められている機械等です。安衛法施行令「定期に自主検査を行うべき機械等」第15条第2項より、法第45条第2項の政令で定められる機械等は同第13条第3項第8号フォークリフト、第9号別表第7に掲げる建設機械で、動力を用いかつ不特定の場所に自走することができるもの、第33号不整地運搬車、及び第34号作業床の高さが2メートル以上の高所作業車並びに同15条第1項第2号の動力により駆動されるプレス機械等です。対象機械のうち、建荷協は、フォークリフト、安衛法施行令別表第7に掲げる建設機械で、動力を用いかつ不特定の場所に自走することができるもの、第33号不整地運搬車、及び作業床の高さが2メートル以上の高所作業車を所管しています。

作業前に検査済標章を確認しましょう



レンタルのニッケン

ホームページでも最新情報をお届けしています。是非ご覧ください。

レンタルのニッケン 検索



安全ニュースのご活用についてお願い

- 弊社は皆様の、安全作業に関するよりよい情報をご提供するため、安全ニュースの製作・配布に取り組んでおります。下記、ご理解いただき、ご活用いただけますようお願い致します。
- 安全ニュースの一部または全部において、個人・法人を問わず、弊社および引用先(各種団体など)の許諾を得ずに、いかなる方法においても、営利目的にて、無断で販売・複製・貸付・加工・加筆および、公衆送信(インターネットやそれに類した送信)などを利用して提供することを禁じております。
- 弊社は、本紙の内容において如何なる保証も行いません。
- 本紙内容にて発生した障害および事故についても、弊社は一切責任を負いません。

レンタルのニッケン 公式X情報発信中!



フォロー宜しく願います!



安全ニュースで取り上げて欲しい題材やご意見ご要望などがございましたらeメールをご活用ください e-mail : nikken@rental.co.jp

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

お客様の安全作業のために。

● レンタルのニッケン

安全ニュース

編集・発行 株式会社レンタルのニッケン 安全技術部/営業企画部

お問い合わせ TEL.03-6775-7811

2024年 11月号

No. 275



特集 【三大災害】墜落・転落

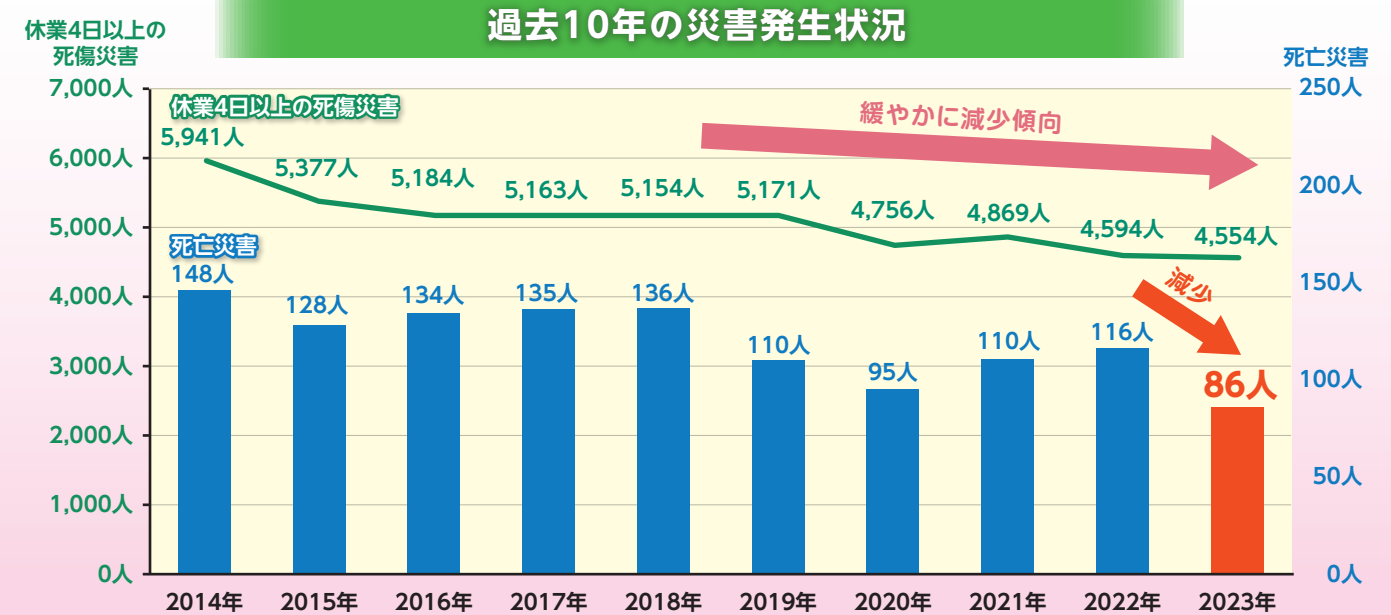
- 建設業における墜落・転落災害発生状況
- 墜落・転落災害事例
- 墜落・転落災害防止の取り組み
- 11月は「特定自主検査」強調月間です

2024年 12月号の予告

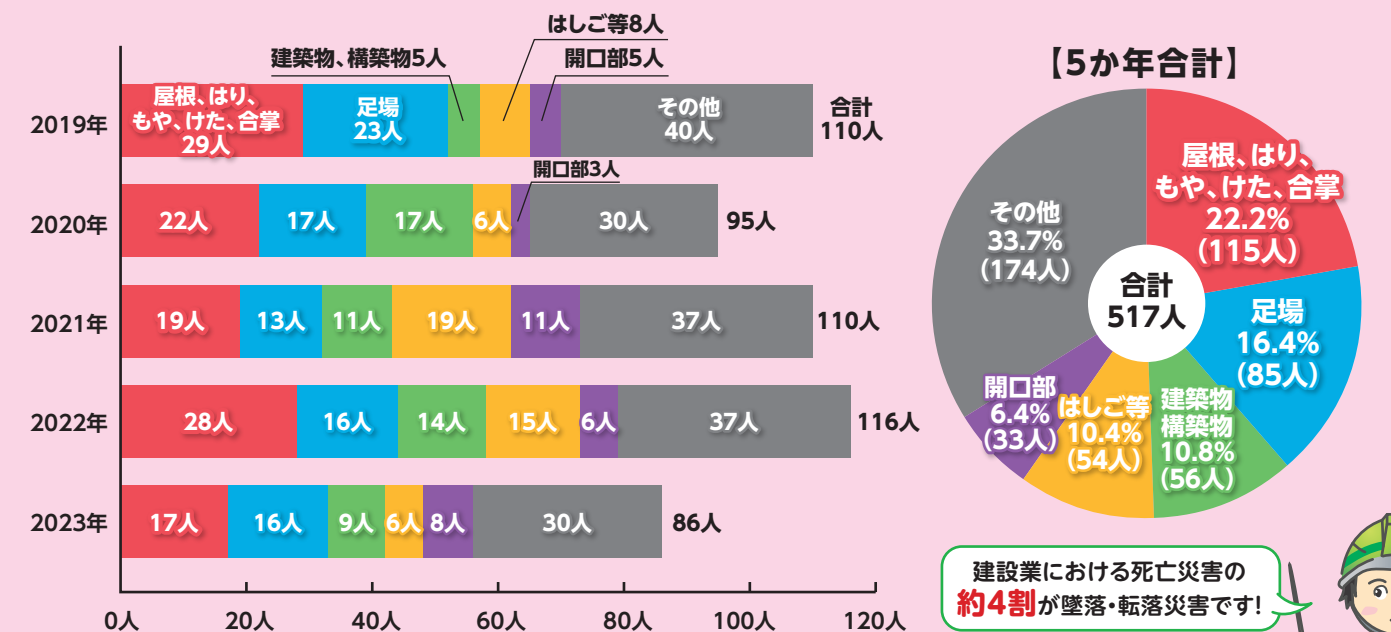
建設業年末年始 労働災害防止強調期間

出典:「墜落・転落災害撲滅に向けた取り組み」(建設業労働災害防止協会) (https://www.kensaibou.or.jp/public_relations/various_campaign/post_9.html)を加工して作成

建設業における墜落・転落災害発生状況



【起因物別】死亡災害発生状況



建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害です!

※割合(%)の合計は端数処理上100%にならない場合があります。



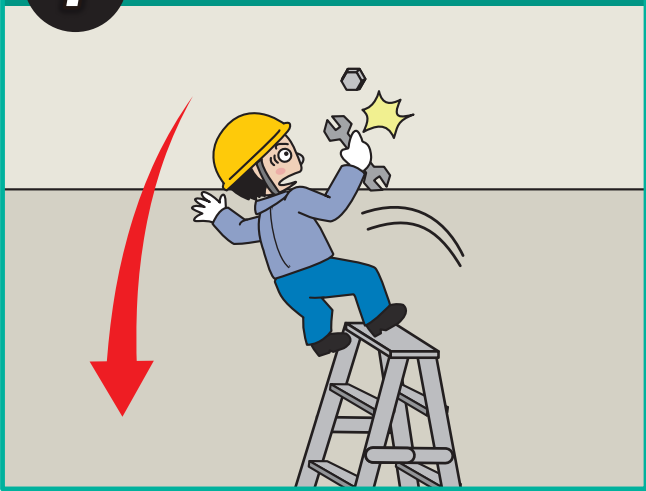
★ ホームページにも掲載しております!是非ご覧ください。★

墜落・転落災害事例

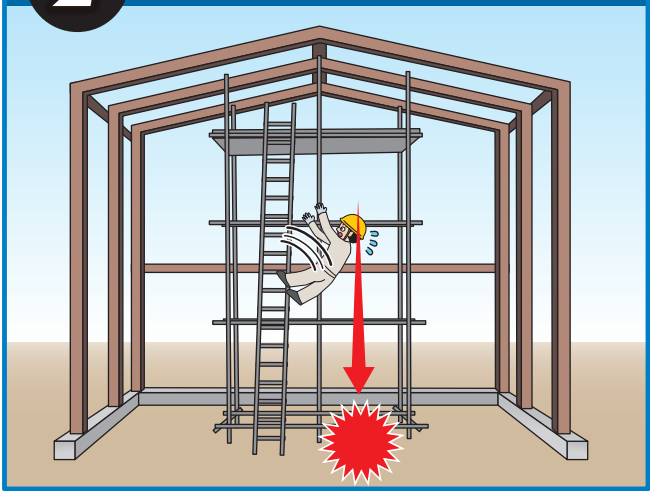
参考:[建設業の労働災害をなくすために ～大野労働基準監督署からのお知らせ～](厚生労働省) (https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/content/contents/001167279.pdf)
[労働災害事例](職場のあんぜんサイト) (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html) を加工して作成

何が問題だったか考えてみましょう

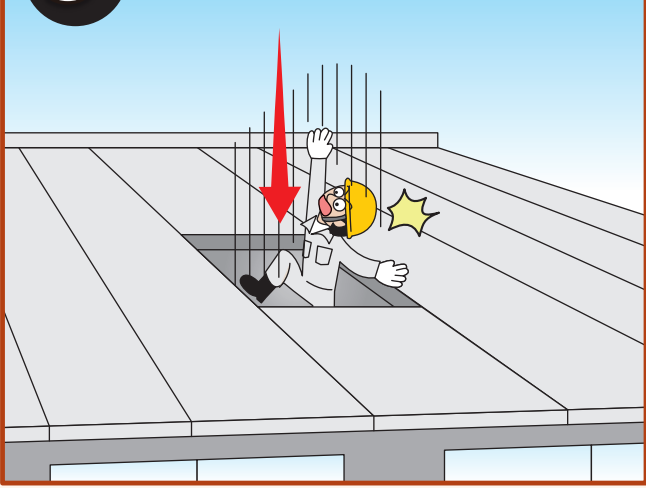
事例1 脚立から墜落



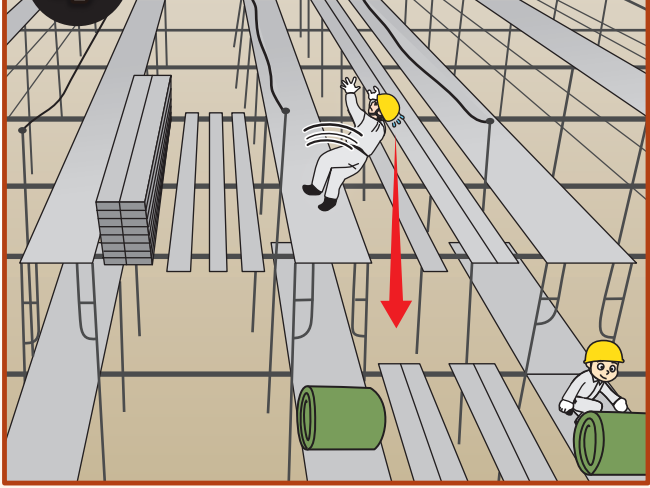
事例2 はしごから墜落



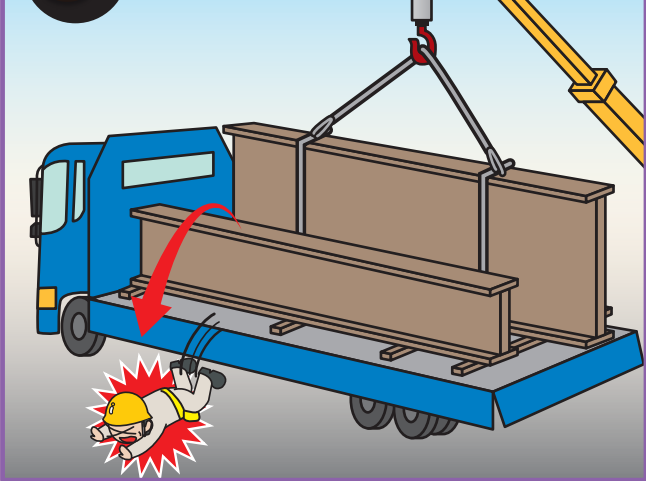
事例3 開口部から墜落



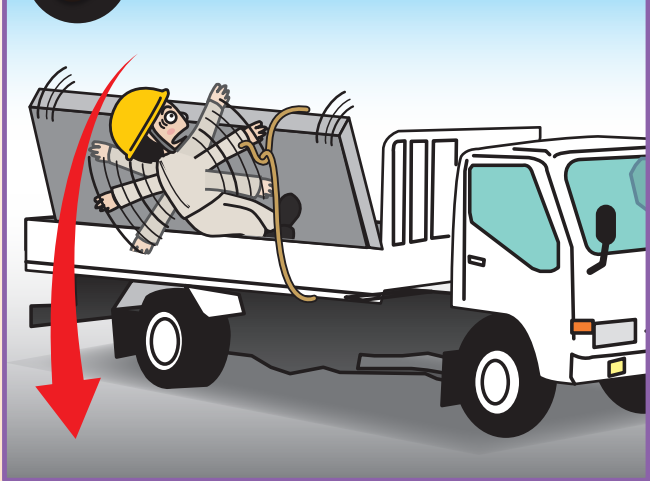
事例4 足場組み立て中に墜落



事例5 荷卸し中に転落



事例6 荷を緩めた際、荷とともに転落



墜落・転落災害防止の取り組み

参考:[STOP! 墜落・転落災害](厚生労働省) (https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/content/contents/001686013.pdf) を加工して作成

安全衛生標語の「1mは一命取る(いちめーとるは、いちめいとる)」は、高所はもちろん高さ1mの場合でも落ち方によっては命を失うことを示しています。墜落・転落災害を防ぐため、以下のチェックリストをご活用ください。

墜落・転落災害防止チェックリスト

共通項目	1 墜落のリスクが相対的に低いローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車に変更できないか検討した上で脚立、はしごを使用している。	☐
	2 脚立、はしご、足場等は、丈夫な構造で、損傷、腐食、ガタつき等がないものを使用している。	☐
	3 脚立、はしご、足場等は、安定した場所に設置している。	☐
	4 保護帽は『墜落時保護用』表示があり、あご紐をしっかりと締めている。	☐
	5 墜落制止用器具を着用、使用している。	☐
	6 靴は定期的に溝をチェックし、脱げにくく滑りにくいものを履いている。	☐
	7 『三点支持』で昇降し、飛び降りを禁止している。	☐
脚立	1 踏みさんは作業に必要な面積を有している。	☐
	2 開き止め金具を確実にロックしている。	☐
	3 天板に「乗らない」、「またがない」、「座らない」。	☐
	4 作業は上から2段目以下の踏みさんを使用し、体を天板や踏みさんに当てている。	☐
	5 身を乗り出していない。	☐
はしご	1 昇降のみに使用する。	☐
	2 幅は30cm以上である。	☐
	3 立て掛け角度は75度程度である。	☐
	4 上端は60cm以上突き出している。	☐
	5 上部・下部を固定している。または足元に補助者を配置している。	☐
足場・開口部等	1 作業床の幅は40cm以上、床材隙間は3cm以下、床材と建地の隙間は12cm未満である。	☐
	2 作業床の端等に手すり、中さん、下さん、幅木等を所定の高さで確実に取り付けられている。	☐
	3 手すり等の取り外しを禁止している。臨時に取り外す時は許可制とし、用済後に直ちに原状復旧し、許可者が確認している。	☐
	4 上記③や作業床、屋根、開口部等への手すり等の設置が著しく困難な時は、墜落制止用器具を確実に使用している。また、墜落制止用器具の取付設備は、丈夫な構造としている。	☐
	5 足場の組立て・変更時、悪天候後は、元請と足場設置者で足場を点検し、補修し、その結果を記録している。また、足場使用者が作業前に足場を点検している。	☐
	6 開口部に敷板を設置する際、滑動防止措置を講じ、色付け等で「見える化」を図っている。	☐
	7 スレート上での作業は、幅30cm以上の歩み板を設け、防網・親網を使用している。	☐
荷役作業	1 不安定な荷の上に乗らない。	☐
	2 荷締め、ラッピングは地上で行っている。	☐
	3 荷や荷台上で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしていない。	☐
	4 荷台への昇降は昇降設備を使用している。飛び降りを禁止している。	☐
	5 あおりを立てる場合は必ず固定し、荷台に上がる前に確認している。	☐
	6 荷台から墜落のおそれがある場所には、移動式作業台やプラットフォームを配置している。	☐